います。

なお、国

民

年

-金保険

終料は、

第2号被保険者

0

続きは第2号

以上60歳未満の

配偶者は、第3号被保険

改者とし くる20歳 共済

金

玉

民

に加入されている方)に扶養されてい

年金第2号被保険者(厚生年金や

年

て国民年金に加入することになります。加入手

被保険者の勤務先を経由して行

加入する年金制度が負担しますので、ご自分で

める必要はありません。

届加 出が必要です 加入条件が変更に に

第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳 以上の学生などが対象となり、手続きは市町村 役場の窓口で行います。

第2号被保険者

会社や官公庁に勤務し、厚生年金や共済組合 に加入している方が対象となり、手続きは会社 や官公庁が行います。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者が対 象となり、手続きは第2号被保険者の勤務先で 行います。

第3号被保険者に該当したとき以外にも配偶者が退職したときなども届出が必要です

第35版体候省に該当したこと以外にも配摘有が 返職したことな とも個山が必要です。		
こんなとき	被保険者種別	届出先
配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市町村
本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金などに加入したとき	第3号→第2号	本人の勤務先
配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金の制度が変わったとき(厚生年金→共済年金など)	第3号→第3号 種別変更はない が届出が必要	第2号被保険者 の勤務先
本人の住所が変わったとき	_	第2号被保険者 の勤務先

午前9時8

30分

午

後3

時

30

忠類総合支所 札内支所 幕別町役場

9 9 9

月

14

日

月 月 15 13

5

日水 日便

17 14

日金 E 伙

総務

省北海道東テ

レビ受信者支援

セン

問い合わせ先

るテレ ター お困 送の相談会を開催します。 全に切り替わるまで残り1 な時間にお気軽にお越しください。 会場と日程 総務 り事の 成 【デジサポ道東】では、 23年7 省北海道東テレ ビ放送が ある方はぜひ左記会場 月、 終了し、 これ までの ビ受信者支援セン デジタル放送に完 わからないこと、 年を切りました。 地上デジタル放 アナロ 1 グ に よ お好

地 上 省による相談会を開催します デジ 夕 ĺ٧ 放 送準 備 の ため の 総